

令和3年度第2回
財政援助団体等監査
結果報告書

武蔵村山市監査委員

令和3年度第2回財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査

2 監査の対象

財政援助団体	所管部課
社会福祉法人武蔵村山市社会福祉協議会	健康福祉部福祉総務課

3 監査の範囲

令和2年度の交付金等に係る出納及び関連する事務事業の執行

4 監査の期間

令和3年9月10日（金）から令和3年12月9日（木）まで

5 監査の方法

交付金が交付目的に沿って適切に執行されているかを主眼として、監査に必要と認められる資料を提出させるとともに、関係職員から説明を聴取し、事務処理状況を監査基準に準拠して確認した。

6 監査の着眼点

(1) 所管課

ア 交付金の決定は、法令等に適合しているか。

イ 交付金の交付目的及び補助対象事業の内容は的確か。また、公益上の必要性は十分か。

ウ 交付金の交付条件の内容は明確か。

エ 交付金の額、交付方法、時期、手続等は適正か。

(2) 財政援助団体

ア 事業計画、予算書及び決算諸表と所管課へ提出した交付金の交付申請書、実績報告書等は符合するか。

イ 交付金交付申請書の提出及び補助金の請求、受領は適時に行われているか。

ウ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が挙げられているか。

エ 交付金が交付対象事業以外に使用されていないか。

オ 出納関係帳票の整備は適正に行われているか。

7 監査を実施した監査委員

乃 一 祐 太

宮 崎 正 巳

第2 監査の結果

1 監査の結果

当該交付金に係る交付事務、事業予算の執行及び経理その他事務については、おおむね適正に執行されているものと認められた。

以下、説明事項調書に基づき実施した、審査項目ごとの内容を述べる。

(1) 健康福祉部福祉総務課

ア 交付金関係について

交付金の交付目的、交付方法や手続等について、関係職員から説明を聴取したところ、おおむね適正に執行されている。

イ その他について

交付金交付事業に係る職員体制等について、関係職員から説明を聴取したところ、おおむね適正に管理されている。

(2) 社会福祉法人武蔵村山市社会福祉協議会

ア 概要について

社会福祉協議会の概要等について、関係職員から説明を聴取したところ、おおむね適切に管理されている。

イ 事業執行について

事業内容、管理運営状況について、関係職員から説明を聴取したところ、おおむね適正に管理されている。

ウ 交付金関係について

交付金の算定根拠等について、関係職員から聴取したところ、おおむね適正に執行されている。

エ 収支・決算状況について

令和2年度の収支・決算状況について、関係職員から説明を聴取したところ、おおむね適正に執行されている。

オ その他について

要望、苦情等に対する対応状況について、関係職員から説明を聴取したところ、おおむね適切に対応されている。

2 要望等

(1) 健康福祉部福祉総務課

今後も、社会福祉協議会の事業執行について、管理、指導を適切に行っていただきたい。

(2) 社会福祉法人武蔵村山市社会福祉協議会

今後も、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与するよう、適切な事業執行を行っていただきたい。

令和3年度第2回財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査

2 監査の対象

公の施設	指定管理者	所管部課
武蔵村山市立緑が丘高齢者サービスセンター地域包括支援センター	社会福祉法人 武蔵村山正徳会	健康福祉部 高齢福祉課

3 監査の範囲

令和2年度の公の施設の指定管理に係る事務の執行

4 監査の期間

令和3年9月10日(金)から令和3年12月9日(木)まで

5 監査の方法

公の施設の管理が、施設の設置目的、指定管理者制度の趣旨に沿って適切に行われているかを主眼として、監査に必要と認められる資料を提出させるとともに、関係職員から説明を聴取し、事務処理状況を監査基準に準拠して確認した。

6 監査の着眼点

(1) 所管課

- ア 指定管理者を導入した目的、趣旨は生かされているか。
- イ 協定書の締結は適正に行われているか。
- ウ 指定管理者に対する指揮監督は適切に行われているか。
- エ 業務の履行確認は業務確認書によりなされているか。

(2) 指定管理者

- ア 施設の運営管理は適切に行われているか。
- イ 事業の執行は協定書及び仕様書のとおり実施されているか。
- ウ 会計処理は適切に行われているか。
- エ 出納関係の諸帳簿の整備は適切に行われているか。
- オ 利用促進のための努力はなされているか。

7 監査を実施した監査委員

乃 一 祐 太

宮 崎 正 巳

第2 監査の結果

1 監査の結果

公の施設の管理、業務の履行及び会計経理に関する事務については、おおむね適正に執行されているものと認められた。

以下、説明事項調書に基づき実施した、審査項目ごとの内容を述べる。

(1) 健康福祉部高齢福祉課

ア 概要について

武蔵村山市立緑が丘高齢者サービスセンター地域包括支援センターの設置目的、経過等について、関係職員から説明を聴取した。

イ 選定等について

指定管理者の選定経過、指定管理者との協定内容、指定管理料の算定等について、関係職員から説明を聴取したところ、おおむね適正に執行されている。

ウ 業務実績等について

指定管理業務総括評価結果について、関係職員から説明を聴取したところ、おおむね適切に管理、指導されている。

エ その他について

要望、苦情等に対する対応状況について、関係職員から説明を聴取したところ、おおむね適切に対応している。

(2) 社会福祉法人武蔵村山正徳会

ア 概要について

施設概要等について、関係職員から説明を聴取したところ、おおむね適切に管理されている。

イ 事業について

事業内容、管理運営状況について、関係職員から説明を聴取したところ、おおむね適正に執行されている。

ウ 決算状況について

令和2年度決算状況について、関係職員から説明を聴取したところ、おおむね適正に処理されている。

エ 利用促進について

利用促進の取組について、関係職員から説明を聴取したところ、利用促進に向け、様々な取組をしている。

オ 業務実績について

事業報告書について、関係職員から説明を聴取したところ、おおむね適正に執行されている。

カ 物品管理について

抽出により備品の管理状況を確認したところ、おおむね適切に管理されている。

キ その他について

要望、苦情等に対する対応状況について、関係職員から説明を聴取したところ、おおむね適切に対応している。

2 要望等

(1) 健康福祉部高齢福祉課

今後も、指定管理者制度を導入した目的、趣旨に沿った管理、指導を適切に行っていただきたい。

(2) 社会福祉法人武蔵村山正徳会

今後も、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、包括的及び継続的な支援を行う地域包括ケアを実現するための中心的な施設として、事業の推進に努めていただきたい。